

議案第17号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年佐倉市条例第9号）第3条の規定により議会の議決を求める。

1 取得する財産

(1) 土地

所在 佐倉市飯野字谷津

地番 1748番の一部

地目 用悪水路

地積 1.08平方メートル

(2) 土地

所在 佐倉市飯野字谷津

地番 1754番

地目 田

地積 3268.22平方メートル

(3) 土地

所在 佐倉市飯野字谷津

地番 1760番の一部

地目 用悪水路

地積 2.69平方メートル

(4) 土地

所在 佐倉市飯野字谷津

地番 1774番

地目 田

地積 549.21平方メートル

(5) 土地

所在 佐倉市飯野字谷津

地番 1776番

地目 田

地積 1528.89平方メートル

2 取得の方法

随意契約による買入れ

3 取得に要する金額

21,976,330円

4 取得に係る相手方

佐倉市山崎143番地

印旛沼土地改良区 理事長 長谷川 邦彦

令和2年11月24日提出

佐倉市長 西田 三十五